



第4号様式の2(第4条関係)

公文書不存通知書

第803号

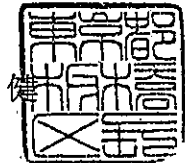
平成27年5月15日

甲第
130
号証

中尾 研二様

板橋区長

坂本



平成27年3月19日にあなたから公開の請求がありました公文書については、該当する公文書がありませんので通知します。

請求のあった公文書の 件名又は内容	ホタルあり方検討会報告書 担当者等の打ち合わせや視察した内容 (いつ、誰、視察依頼文など) H25 6月 担当者との打ち合わせ 11月 担当者との打ち合わせ 12月 生態調査実施検討
備 考	

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、板橋区長に対して、不服申立て「異議申立て・審査請求」をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から1年を経過すると「異議申立て・審査請求」をすることができなくなります。)

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、板橋区長に対して「異議申立て・審査請求」をした場合には、当該「異議申立て・審査請求」に対する「決定・裁決」があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。